

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年12月18日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。
 本日の出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 17番 西森 偉統委員、24番 岡田 勇樹委員にお願いしたいと思いますので
 よろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおり
 でございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を4箇所、
 お願いいたします。
- 1ページの報告第1号、番号4をご覧ください。
 この案件につきまして、通知書の記載内容に不備がありましたので、削除をお願い
 いたします。
 また、この削除に伴い、2ページの下合計欄について、合計12筆を11筆に、
 計13, 849㎡を13, 367㎡に、畑1, 622㎡を1, 140㎡に修正をお願いします。
- 次に、13ページの議案第1号、番号3をご覧ください。
 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたし
 ます。
 また、この削除に伴い、15ページの下合計欄について、合計32筆を29筆
 に、計18, 544.91㎡を13, 145.91㎡に、田13, 301.91㎡
 を8, 394.91㎡に、畑5, 243㎡を4, 751㎡に修正をお願いします。
- 次に、17ページの議案第3号、番号1をご覧ください。
 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたしま
 す。
- 次に、17ページの議案第3号、番号4をご覧ください。
 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたしま
 す。
 また、これらの削除に伴い、22ページの下合計欄について、合計62筆を5
 5筆に、計23, 254.27㎡を21, 087.27㎡に、田13, 922.2
 7㎡を11, 755.27㎡に修正をお願いします。
- それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から5で、件数は4件、合計面積は13, 367㎡で、その内訳は田が1
 2, 227㎡、畑が1, 140㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し

たものであります。

3 ページから 10 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、でございます。

番号 1 から 11 で、件数は 11 件、合計面積は 54,981.08㎡で、その内訳は田が 36,990.45㎡、畑が 16,272.63㎡、その他が 1,718㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

11 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、でございます。

番号 1 一般個人住宅用地

番号 2 一般個人住宅用地

以上、件数は 2 件、合計面積は 239㎡で、すべて畑でございます。

12 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号 1 分譲用住宅用地

以上、件数は 1 件、合計面積は 2,193㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、13 ページをお願いいたします。

番号 1、地区 久居、申請地 新家町己改____、登記地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外 3 筆、合計面積 1,525㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号 2、地区 栗葉、申請地 久居一色町馬屋敷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 321㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号 4、地区 栗葉、申請地 稲葉町中山____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,633㎡、受人 ____、面積 80,717㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 大井、申請地 一志町井関上名倉口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 228㎡ 外1筆、合計面積 462㎡、受人 ____、面積 30、454㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口並木____、登記地目・現況地目とも畑、面積 79㎡の内56㎡ 受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

14ページをお願いいたします。

番号7、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野岡鼻____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,163㎡ 外12筆、合計面積 6,325.91㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、贈与のためです。

15ページをお願いいたします。

番号8、地区 竹原、申請地 美杉町竹原西ノ川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 626㎡、受人 ____、面積 5,525㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 八幡、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 710㎡ 外3筆、合計面積 1,909㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号10、地区 多気、申請地 美杉町上多気シャグチ____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 133㎡、受人 ____、面積 3,806㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号11、地区 多気、申請地 美杉町下多気下之世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は10件、合計面積は13,145.91㎡で、その内訳は田が8,394.91㎡、畑が4,751㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

	1 番、久居をお願いします。
田口委員	6 番田口です。1 2 月 8 日に現地を見てまいりました。農業委員の諸戸さん、中野さん、野田さん、推進委員の 3 名と事務局で見てまいりました。新しく農業するということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	2 番、4 番、栗葉。お願いします。
野田委員	7 番野田です。1 2 月 8 日に諸戸部会長、中野委員、田口委員と推進委員 4 名、事務局と見てまいりました。2 番の場所は_____の南側 1 0 0 メートルほどの場所。すでに借りて耕作を行っている土地でございます。売買ということで、何ら問題ないと思います。 4 番は、これもすでに耕作をしており、それを引き受けるということで、何ら問題はないと思います。
議 長	5 番、大井、お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。8 日に池山委員、地元推進委員と確認をしてきました。場所は_____の真東の土地で、けっこう荒れとったんですけど、きれいにしかけてありました。畑にするということで、問題ないと思います。
議 長	6 番川口、7 番大三、お願いします。
中谷委員	1 6 番中谷です。まず 6 番から説明させていただきます。1 2 月 8 日に中谷、西森両委員と、地元推進委員、白山の事務局とで見てまいりました。場所は_____の東 1 0 0 メートルほどの所です。受人の自宅の隣接地でして現在家庭菜園をしております、今後もそのまま利用されるということで、問題ないかと思ひます。 7 番、同じく 8 日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局で見てまいりました。場所は_____から行くと_____というのがあるんですけど、その入り口、_____の向かいの田んぼ 1 枚と、そこから西へ 4 0 0 メートルぐらい、在所の山側に田んぼがあります。父親から譲り受けるということで、受人は 5 年間農業法人で経験を積んでまいりまして、教えてもらいながら農業を続けるということです。ですので問題はないかと思ひます。
議 長	8 番から 1 1 番、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。8 番は 7 日に地元推進委員さん、事務局と現地を確認してまいりました。渡人は後継者がなく、労力不足のため譲渡し、耕作してもらおうということです。受人は近くに自身の農地、田んぼがあるので譲り受け耕作したいということです。 9 番は、7 日に地元推進委員さんと事務局で現地を確認しました。渡人は相手側の要望により譲渡する。受人は新規営農のため農地を受けるとのことです。 1 0 番多気は 7 日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしました。受人は営農の拡大、渡人は相手方の要望ということです。 多気の 1 1 番、これも 7 日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしまし

た。渡人は近隣の宅地を含め、受人は近くの人に教えてもらいながら農業をしたいということです。家は早ように買ってもらうということで、その裏です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見はいかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 176㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成15年に宅地を拡張した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請地 白山町二本木柏原____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 72㎡ 外1筆、合計面積 194㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和59年1月頃に住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生池ノ平____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 538㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和50年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生池ノ平____、登記地目 畑、

現況地目 山林、面積 4 6 6 m² 外 1 筆、合計面積 1, 1 4 6 m²、申請者

_____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和 5 0 年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 4 件、合計面積は 2, 0 5 4 m²で、その内訳は田が 1 9 4 m²、畑が 1, 8 6 0 m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1 番、川合、お願いします。

池山委員 1 4 番池山です。8 日に宮本委員、地元推進委員 3 名、事務局と確認してまいりました。現状、宅地になっておりますので、問題なかろうと判断いたしました。

議 長 2 番、お願いします。

中谷委員 1 6 番中谷です。8 日に西森、中谷両委員、地元推進委員と事務局とで見てまいりました。場所は_____のすぐ南側になります。周囲を_____に囲まれた土地の中にあります。離れを建てたいということで、別に問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3 番、4 番お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。3 番、7 日に地元推進委員さんと事務局とで現地の確認をしました。周囲が山林のため、日照が取れないという理由です。3 番と 4 番はほんとにひつついとるんです。両方とも山林で、4 番は獣害もひどく、耕作に必要な車道もないため現状のまま、山林のまま管理をしていくということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したい
と思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(所有権移転)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
でございます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目 原野、現
況地目 畑、面積 919㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、523.056㎡、パネル設置率は、56.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居明神町風早____、登記地目・現況地目と
も田、面積 925㎡ 外1筆、合計面積 1,615㎡、受人 ____、渡人
____ 外1名。

これにつきましては、申請地をトラックヤード拡張用地とするものです。

許可書の交付につきましては指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号5、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石____、登記地目・現況地
目とも田、面積 1,522㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、444㎡、不整形地のため、パネル設置率は、29.1%に
なります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、申請地 戸木町八丁山____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 451㎡ 外1筆、合計面積 495㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り____、登記地目・現況地目とも
畑、面積 744㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 8、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 218㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 9、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,212㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするものです。
許可書の交付につきましては、指導要綱との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 10、地区 栗葉、申請地 中村町神津前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 195㎡ 外8筆、合計面積 1,797㎡、受人____、渡人____ 外4名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、819.16㎡、パネル設置率は、45.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号 11、地区 大井、申請地 一志町大仰下川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 742㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、449㎡、パネル設置率は、60.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 12、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬遠河____、登記地目・現況地目とも畑、面積 95㎡ 外4筆、合計面積 751㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、305㎡、パネル設置率は、40.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号 13、地区 川合、申請地 一志町片野内山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 161㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号 14、地区 川合、申請地 一志町八太松原____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 117㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 545㎡ 外1筆、合計面積 593㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、377.78㎡、パネル設置率は、63.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,285㎡ 外5筆、合計面積 1,897.63㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、445.48㎡、不整形地のため、パネル設置率は、23.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

番号17、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 649㎡ 外1筆、合計面積 656.46㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、344.83㎡、パネル設置率は、52.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 509㎡ 外3筆、合計面積 1,040.58㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、435.25㎡、パネル設置率は、41.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 783㎡ 外2筆、合計面積 800.60㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、330.44㎡、パネル設置率は、41.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 大三、申請地 白山町二本木山わき____、登記地目・現況地目とも畑、面積 687㎡ 外5筆、合計面積 1,779㎡、受人____、渡人____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.5㎡、パネル設備からの影を回避するため、パネル設置率は、26.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

２２ページをお願いいたします。

番号２１、地区 川口、申請地 白山町川口並木____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 ７９㎡の内２３㎡ 受人 ____、渡人 ____

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成２０年頃にカーポート及び宅地への進入路にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２２、地区 川口、申請地 白山町川口吹ヶ後____、登記地目・現況地目とも畑、面積 １０２㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２３、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野別所____、登記地目・現況地目とも田、面積 １，０５７㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、５１０．４㎡、パネル設置率は、４８．２％になります。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２４、地区 八ツ山、申請地 白山町古市芹見____、登記地目・現況地目とも田、面積 ５４８㎡ 外１筆、合計面積 １，８００㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、４３３．４４㎡、パネル設備からの影を回避するため、パネル設置率は、２４％になります。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２５、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原竹川原____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 ４５㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和３３年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は２３件、合計面積は２１，０８７．２７㎡、その内訳は田が１１，７５５．２７㎡、畑が８，４１３㎡、その他が９１９㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

2, 3, 5, 6 番、お願いします。

田口委員 6 番田口です。8 日に現地を見てまいりました。諸戸部会長と、中野委員、野田委員と推進委員 4 名、事務局と見てまいりました。

2 番は事務局の説明通りでございます。

3 番についても事務局の説明通りでございます。

5 番について、8 日に推進委員と諸戸部会長と中野さんと野田さんと私、事務局で見に行きました。事務局の説明通りでございます。

6 番についても同じことですが、4 4 m²というのは道を挟んで反対側ですが、隣の田と段差があるので、埋め立てをするような感じですけど、道からも大分下がっておりますし、隣とよく話し合ってくれと言ってまいりました。あとは事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 7 番から 10 番、お願いします。

野田委員 7 番野田です。7 番から 10 番まで説明します。7 番から 10 番は場所是一緒ですので一括して説明します。7 番、8 番、9 番の場所は_____の西 400 メートルぐらい。集合住宅を建設するための農地を取得するものです。すでに住宅が建っている場所です。隣接地には説明済みとなっていますことから、何ら問題ないと思います。

10 番は_____から東へ 400 メートルくらい行ったところです。当該農地は休耕畑となっておりまして、近隣地、近隣住民へは事業計画等説明し了解を得ていますということです、何ら問題はないと思います。

議長 11 番、12 番お願いします。

宮本委員 15 番宮本です。8 日に池山委員と地元推進委員、事務局とで現地を確認しました。11 番、現在、何も作ってなかったですね。事務局の説明通り問題ないと思います。

12 番、波瀬ですが、周囲は住宅地というか、家が建っておりまして、これも問題ないと思います。

議長 13 番から 19 番、お願いします。

池山委員 14 番池山です。13 番から 19 番まで、8 日に地元推進委員、宮本委員、事務局と見てまいりました。

13 番は周りが宅地になっておりまして、畑ですが、_____の方が管理されており、問題ないと判断しました。

14 番は_____のすぐそばでございまして、敷地に隣接するところで商売なさるということで、地目は畑になっておりますが、駐車場に使うということで、4、5 台は停まるだろうということで、線路際で通行に支障が出るかもしれませんが、問題はないと判断しました。

15 から 19 番は全部で 5 件、畔で分けられた全て田んぼでございます。太陽光に使うということですが、この辺りは_____がそばに流れておるのですが、これらの田んぼを経由して、その下にある田んぼへ水を供給しておる状況でございま

す。対象になっているとことの直ぐ下に、担い手が水田として活用しておるところです。問題は太陽光の施設がつくられたときに、完全に埋まってしまう危険性があるということで、水をどう確保するか。元々、水路があったという話もあるのですが、該当する担い手の方に来ていただいて、_____の代理人も来て、現場で用水をどう確保するか、きちんと話し合いをするとのことでした。

議長 20番から、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。20番ですけど、8日に西森、中谷両委員と地元推進委員、事務局と見てまいりました。場所は_____の南1キロメートルぐらいの所です。この一帯は今年に入ってから広い面積が太陽光発電の敷地として開発されているところ。その一部ということで問題ないかと思います。

続きまして、21番ですが、これは議案第1号の6番にありました土地の一部でございます。議案第1号では畑でしたが、これは駐車場として使われておりました、その許可ということで問題ないかと思います。

22番ですが、これも8日に西森、中谷両委員と地元推進委員と事務局で見てまいりました。場所は_____の東300メートルぐらいの所で、_____の入り口に駐車場を作るということですので、問題ないかと思います。

議長 23、24番お願いします。

西森委員 17番西森です。23番、24番続けて説明させていただきます。

12月8日に中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局、業者というメンバーで見てまいりました。場所は_____があるのですが、その_____の真ん前、すでに一部太陽光ができているところですが、ちょっと管理するのが大変ということで太陽光に代わるという状況です。何ら問題ないかと思います。

24番ですが、これも同じ日に中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局、行政書士というメンバーで見てまいりました。場所は_____の真裏で、現状はほとんど山林化した田んぼの跡形もないようなところですが、そこを元に戻していただけるならきれいになるし、周りに家もありませんので問題ないかと思います。あとは事務局の説明通りです。

議長 25番、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員さん、事務局とで現地の確認をいたしました。昭和33年に親戚が家を建てることになり、売却をしたが忘れとったという、始末書、写真も提出されておることですのでございます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号 1、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬下之世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 404 m ² 、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、305 m ² 、パネル設置率は、75.4 %になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、合計面積は 404 m ² で、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
宮本委員	8 日に池山委員と、地元推進委員と、事務局とで立ち合い確認してまいりました。中身は事務局の説明通りです。問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

	(地役権)を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	24ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地役権)でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目 原野、現況地目 畑、面積 396㎡ 外1筆、合計面積 442㎡、地役権者 ____、地役権設定者 ____。 これにつきましては、申請地に通行地役権を設定し、進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は442㎡で、すべてその他(原野)でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
田口委員	6番田口です。12月8日に見てまいりました。諸戸部会長、中野委員、野田委員、地元推進委員と事務局と見てまいりました。事務局の説明通りです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。
議長	続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	25ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願について 番号1、地区 大井、願出者 ____、対象地 一志町井生平山____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 819㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書(昭和50年撮影)により、対象

地に昭和８年頃に居宅及び物置等を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され２０年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第３条第１項第２号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は１件、合計面積は８１９㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員 １５番宮本です。８日に池山委員と現地を確認してきましたが、こんな畑やったんかという感じです。売却かなんかで農地やったということが分かったということですな。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第６号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第６号については証明することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第７号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第７号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で６８，００８㎡、畑の賃貸借、使用貸借で６，０２３㎡、契約件数は３４件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１６，５２４㎡、畑の使用貸借で５６７㎡、契約件数は８件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１７，８５４㎡、畑の賃貸借、

使用貸借で2, 828㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて102, 386㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて9, 418㎡、合計契約件数は46件、合計面積は111, 804㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区19件、一志地区7件、白山地区0件、美杉地区0件で、合計26件、合計面積は59, 956㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で56.5%、面積で53.6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は0件でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号7-13 ほか4件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この5件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました5件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 つづいて、整理番号 8－2 ほかに 2 件についてです。
_____ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この 3 件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました 3 件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第 1 2 回第 2 農地部会を閉会します。

午後 3 時 5 分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年12月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____